

伊方原発をとめる会ニュース

2014年8月28日 NO.11

〒790-0003
松山市三番町 5-2-3 ハヤシビル3F
電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991
ホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp>
メール ikata-tomeru@nifty.com

—フクシマを繰り返さない！—

上原公子講演会 & 第4回定期総会

(脱原発をめざす首長会議事務局長)

9月20日(土) 13:00 開場

松山市男女共同参画推進センター コムズ 5F

13:30 ~ 14:50

講演「脱原発社会は市民が決める」

15:00 ~ 16:30

伊方原発をとめる会 第4回定期総会



今年の定期総会の講演者は、「脱原発をめざす首長会議」の上原公子事務局長です。同会議には、全国100名の首長および元首長が参加しています。また総会では、活動を振り返り、新たな1年の方針を確定します。

参加費無料

講演はどなたでも参加できます

上原公子(うえはら ひろこ)

宮崎県出身。東京・生活者ネットワーク代表や国立市議会議員を経て、1999年に国立市長となる。東京都初の女性市長。2000年、国立市平和都市宣言を国立市議会に提案し全会一致で可決された。2005年には、「マガジン9条」発起人を務めた。2期8年間国立市長を務め2007年に退任。現在、「脱原発をめざす首長会議」の事務局長を務める。

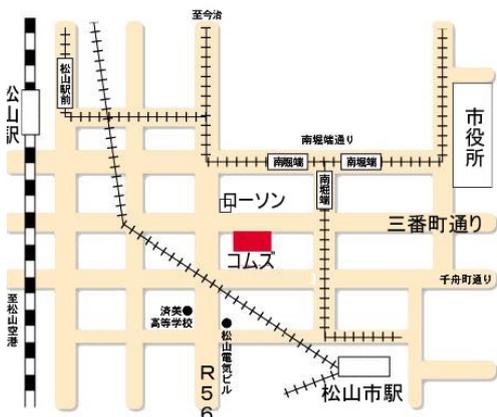
「脱原発をめざす首長会議」の活動(ホームページより)

2014.08.19 … 脱原発のトルコの首長へ連帯メッセージ
2014.07.25 … 世話人の三上元 湖西市長の意見がロイター通信に掲載
2014.07.26 … 「原発のない未来へ～上関原発を建てさせないために～」に世話人の村上達也 前東海村長が登壇

2014.07.16 … 川内原発再稼働問題に関する共同記者会見

2014.07.15 … 日独セミナー「原子力から再生可能エネルギーへのシフト」を開催し、日独共同声明を発表

2014.07.11 … 事務局長の上原公子 元国立市長のイベントでの発言が日仏共同テレビ局に取り上げられました



脱原発をめざす首長会議
四国の会員首長・元首長

【香川県】
梶正治 丸亀市長
【愛媛県】
石橋寛久 宇和島市長
三好幹二 西予市長
【徳島県】
笠松和希 元・上勝町長
【高知県】
岡本淳 元・中村市長
久保知章 元・三原市長
下村正直 元・黒潮町長
高瀬満伸 元・四万十町長
田中全 元・四万十市長
西村正家 元・中村市長
長谷川賀彦 元・中村市長
山下幸雄 元・宿毛市長

四国95市町村すべてから原告が出る！ 第4次提訴

6月24日、伊方原発運転差止訴訟の第4次提訴を行いました。今回の原告には被爆者団体から坪井直さん(広島)と谷口稜暉さん(長崎)、被爆者医療に関わり続けてきた肥田舜太郎さん、マイノリティ問題や連載コラム「たんこぶ」などでも知られる辛淑玉さん(のりこえねっと共同代表)など、著名な方々も原告に名を連ねました。全国から336名の原告が参加し第1次から4次まで合計して1338名の原告となりました。

今回のとりくみで四国内95市町村全てから原告が出たことにより、この運動を大きく勇気づけるものとなりました。また、広島からは利元克巳さんなどのお世話で、新たに127名もの原告が誕生しました。

提訴後は、R-2番町ビルに移動し記者会見に臨みました。広島の田村栄子さんと、ご両親が被爆者だと語った武岡恵子さんのお二人が、提訴にあつ



ての思いを語り、報道陣の質問に応えました。

続いて開催された報告集会では、弁護団長の薦田伸夫さん、同事務局長の中川創太さんが報告。福井地裁での大飯原発運転差止判決を「画期的」と評価しつつ、伊方原発運転差止訴訟においても必ず

原告となった広島の被爆者・坪井直(すなお)さんからのメッセージ

私は、広島の前爆被爆者の一人です。爆心地より約1キロメートルの道路上で被爆しました。全身大火傷で、皮膚は破れ、血だらけの姿になり、30分後には半裸で何も分からずうろろと避難しました。その後の肉体的精神的苦痛は筆舌に尽くし難いものでした。幸運にも12度の入院を重ねながら、3度の危篤状態を乗り切っています。現在二つのガン、狭心症、再生不良性貧血に悩まされています。なお、精神的な不安、苦しみにノイローゼ気味で、日夜悪戦苦闘を強いられています。原子爆弾による被害は、破壊以外の何物でもありません。殊に放射線の被害は、いつ、いかなるときを問わず生涯つき、根本的な治療法はありません。さらに被爆による疾病が、いつ発生するか分かりません。また、2、3世についても不明な点が多い。今なお原爆病での闘病生活の方も多

以上、原爆による被害について概説しましたが、詳しくは訴状等を参照頂きたい。私たち原爆被爆者は、被爆後69年間放射線に苦しめられてきました。だからこそ、原発事故がもたらす放射線被害について深く憂慮しています。原爆による被害も原子力発電所の事故による被害も、二度とあってはなりません。そのためには核兵器の廃絶とともに、原子力発電所の再稼働を許さず廃炉に向かうべきだと訴えます。困難があっても、私たちはこの訴えを諦めることは、ありません。今後ともネバー・ギブアップで邁進します。司法関係者に伏してお願い申し上げます。危険な伊方原発を稼働させないよう、運転差止めを認めて下さるようお願い申し上げます。

2014年6月24日
坪井直

勝訴したい旨を語りました。その後、第2部として曾根康夫さん(反核医師の会)が、「福島原発事故、避難住民の早期帰還計画ー20ミリシーベルト以下の被ばくは健康影響なしか?ー」と題して、講演を行いました。

北海道から沖縄まで 1338名の原告に

原告1338名の内訳は、四国全体で965名、四国以外が373名です。四国の中の内訳は、愛媛県547名、高知県232名、香川県110名、徳島県76名。四国以外では、広島県142名、大分県106名をはじめ、北海道から沖縄まで31の都道府県から原告に参加していただいでいます



八幡浜市議会が意見書決議

6月20日には八幡浜市議会で、原子力規制委員会の委員長にあてた意見書が決議されました。これは、今年の2月、伊方原発をとめる会が請願していた2項目(①「最新の知見」で伊方原発の徹底検証を求める、②原発事故時の避難について福島事故の現実を見た真剣な検討を求める)のうちの①に対応したものです。伊方原発をとめる会では、6月議会において、愛媛県、松山市、愛南町、大洲市に新たな請願を行いました。これらは否決または継続審議となっていますが、単なる継続審議ではなく原発や地震・活断層等について学習の機会をもつ議会の委員会も複数見られる変化が現れてきています。

「最新の知見」で伊方原発の徹底検証を求める意見書

原子力規制委員会は、「最新の知見」に学び職務を遂行する旨を記しており、このことは規制委員会発足以前からも原子力行政の根本に据えられていたものである。福島原発事故の深刻な事態が今も続く中、「最新の知見」で厳格に規制することがいっそう強く求められている。伊方原発の真下に断層等のあることを地元報道機関が報じている。他の原子力発電所においては、原子力規制委員会による活断層調査が行われているところもあるが、伊方原発においても活断層等の現地調査を実施していただくよう強く要請する。新たな知見で注目されている深部低周波地震が東北地方太平洋沖地震に直結していたとの見解もあり、伊方原発のある佐田岬半島直下にも深部低周波地震があることは、報道機関においても報じられている。巨大地震との関連について徹底的な調査を求める。

東京電力が分析可能な形で公開していなかった「過渡現象記録装置」のデータが一部全面公開され、地震後約1分半で原子炉冷却水の重要な流れが止まったことが指摘されている。原発にダメージの大きい短周期の地震波が、長時間続いたというのが東北地方太平洋沖地震の特徴であり、総務省消防庁の「東日本大震災記録集」には、変電所などがダメージを受けたことが記されている。伊方原発は中央構造線断層帯が直前にあり、震源からきわめて近くなる可能性が指摘されているだけに深刻で重大な情報である。連動等による地震動が重なり、長い時間の揺れとなることについて、更なる徹底的な調査と解析を強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月20日
愛媛県八幡浜市議会
原子力規制委員会
委員長 田中俊一様

中村愛媛県知事あて要請署名を提出 累計で26万1136筆に



5月27日、愛媛県の中村知事にあてた署名の第3回提出を行いました。今回の提出署名数は4万4,048筆。第1回(2012/11/29)の7万6,246筆、第2回(2013/3/11)の14万842筆と合わせて26万1,136筆です。提出にあたっては、共同代表の一人である須藤昭男さんが挨拶し署名内容の実現方を求めました。県側は、愛媛県原子力安全対策課の二宮課長ら4名が対応しました。

署名の内容は、「① 伊方原発を稼働させないでください。② 核燃料等の厳重管理も含めた廃炉計画を、政府及び四国電力に作らせてください」の2項目。2012年の夏から取り組んできた署名です。この2項目は、今日ますます重要性が増しています。

「知事回答」県民守る主体性も廃炉への道筋も見えず

愛媛県の中村時広知事あて「公開質問書」を4月18日に提出し、5月30日付で回答がありました。この間に、福井地裁で大飯原発を運転してはならないとの判決がありました。知事回答には考慮のあとも見られません。事務局では、回答内容が質問に答えていないことについて再質問との声もありましたが、ともかく回答内容をお知らせします。回答についての私たちの見解を以下に付しておきます。

県民の生命を守るべき知事の主体的意見がありません。国・四電・規制委まかせになっています。さらに、「伊方原発環境安全管理委員会原子力安全専門部会」で確認するとしていますが、この部会には露骨な原発推進派の奈良林直氏が加えられており客観性が疑われています。

回答(1)について

知事は「廃炉」について「一義的にはまず電力会社」と回答しています。四国電力社長は廃炉に曖昧な発言をし「自治体次第」と発言しています。「廃炉」を積極的にすすめるようとしなない点で共通しています。一方、中国地方では自治体首長が老朽原発の問題に声をあげ、中国電力トップも「廃炉」に言及しています。「廃炉」を避け続けることは「原発への執着」にほかなりません。住民の安全からも、地元の産業の振興からも遠ざかる道です。知事は、はっきりと「廃炉」への意志を示すべきです。

回答(2)について

知事は「免震重要棟」に関し、緊急時対策所は「原子炉との距離ではなく」、3号機に関して原子力規

制委員会の審査が行われていると述べるだけです。あまりに近い問題を「距離ではない」と無視してしまうのは、安全無視で人命無視と言わねばなりません。

回答(3)について

知事は「1000ガルを上回る目標値」で3号機は「完了」とまで語っていましたが、回答では、「完了」しているとか、1000ガルを「上回る目標値」等にはふれず、基準地震動は「今後の審査による」としているだけです。知事発言が「前のめり」であったことは明らかです。

回答(4)について

知事は「耐震裕度2倍」・1000ガルの根拠について、四国電力から回答があったとしているだけです。客観性のある第三者の検証はありません。「県の伊方原発環境安全管理委員会原子力安全専門部会においてその妥当性を確認しているところ」だと回答していますが、この部会には、奈良林直氏という露骨な再稼働推進派が送り込まれており客観性が根本から疑われています。



四電は再稼働前提で膨大な対策費投入 稼働せず廃炉こそ安全への道



四国電力は7月25日、建設間もない免震重要棟が、620ガルでは耐震性を満たさないとして、新たな緊急対策所を建設し直すと発表しました。

耐震性を満たさないというのは、写真(2014/3/22 当会撮影)中央にある、7階建ての免震重要棟2階に設置された緊急時対策所のことです。建設されてまだ2年半。約40億円かけたビルで、緊急時対策所は600平方メートルあるとされていました。

今回新たに作るようとするのは、平屋でおよそ15m四角、200平方m程度とされています。1号炉の直近です。(資料1=四国電力のホームページから)

川内原発の「代替緊急時対策所」と酷似

規制委員会資料をみると、ほぼ同じく寸法の施設を、九電の川内原発では「代替緊急時対策所」としています。(資料2=図3代替緊急時対策所レイアウト)。また、九電の計画では、2015年に3階建てのビルの中に600平方mの「緊急時対策所」を作る計画です。

(資料3=6. 代替緊急時対策所との比較について)

川内原発の「代替緊急時対策所」の図面の中に網かけで「要員待機可能スペース(23名分)」とあります。ぎりぎり計算上100名としていることが分ります。福島原発の事故処理には当初300~400名の要員があったと報告されており、600平方mの計画はそれに沿ったものと見られます。再稼働を前提とする限り、膨大な予算をつぎ込んでいくことになります。

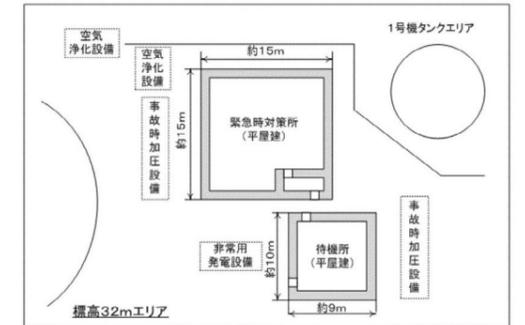
再稼働しないことこそ

中村知事は、7月29日に、今回の四電の対応を「自主的な取り組み」として肯定的なコメントを発表しています。

しかし、川内も伊方も、620ガルの「基準地震動」で大丈夫とはいえません。基準地震動が「平均像」で算出されており、最大値でないことを裁判でも示してきました。

【資料1】

(参考)緊急時対策所の追加設置概要図



【資料2】

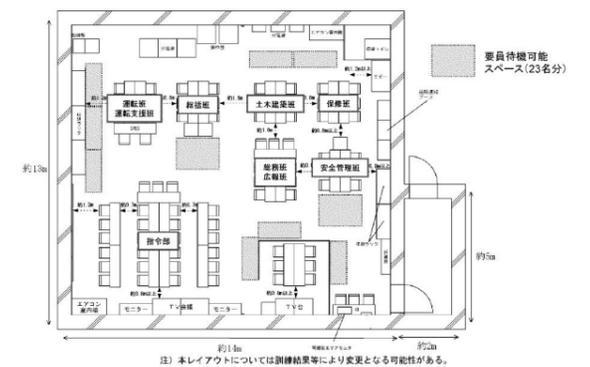


図3 代替緊急時対策所 レイアウト

補足資料6

【資料3】

6. 代替緊急時対策所との比較について

	代替緊急時対策所	緊急時対策所(免震重要棟内)
1 設置時期	平成25年9月	平成27年度末
2 設置場所	E.L.約25m	E.L.約30m
3 建物構造	鉄筋コンクリート造	免震構造の鉄筋コンクリート造
4 延床面積	約200㎡(延床面積)	約6600㎡(延床面積)
5 緊急時対策所面積	約170㎡(有効面積)	約620㎡(有効面積)
6 収容人員	約100名	緊急時対策所: 約100名 その他エリア: 約200名
7 常設電源	1号及び2号所内電源	1号及び2号所内電源
8 代替電源設備	専用の可搬型発電機 3台	専用の常設発電機 3台

運転時と停止時の違いは明らかです。停止していれば運転時の熱量の7%くらいだと言われます。それでも冷却ができないと福島では炉心が溶融しました。原発の熱量は膨大です。

再稼働しないことこそ安全への第一歩です。過密に詰め込まれた使用済み燃料の問題や、その冷却を多重化することなど、住民の安全を守るためにはもっと急ぐことがあるはずです。再稼働しないことを決め、廃炉に向かわせることこそ、今求められています。

大飯原発に運転差止め判決にあたってコメント

5月21日、大飯原発運転差止訴訟において画期的な勝利判決がありました。これについて、伊方原発運転差止訴訟原告団と伊方原発をとめる会は、下記のようなコメントを発表しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

判決は、人格権にもとづく差止要請を理の当然とし、福島原発事故のような「具体的な危険が万が一でもあるのか」を判断対象とすることを「裁判所の重要な責務」とした。「万が一という領域を遙かに超える現実的で切迫した危険」を指摘し、大飯原発3・4号機を運転してはならないと判決した。地震の影響を深く分析し、停止しても被害の拡大す

る要因を除去できない原子力発電の本質的な危険を指摘した。伊方原発運転差止訴訟において私たちが指摘している論点を、この判決は明確に判断している。さらに、原発の運転停止で国富が喪失との被告側主張に対し、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」と示した。

画期的な判決である。故郷を離れ避難生活を強いられる人々の思いにも重なる人間的な判決である。

2014年5月21日
伊方原発運転差止訴訟原告団事務局
伊方原発をとめる会事務局

第8回口頭弁論

弁護団は「基準地震動は平均像。最大想定でない」旨を指摘併せて、伊方町在住の原告が意見陳述

7月8日に伊方原発運転差止裁判の第8回口頭弁論がありました。今回は映像を使ったプレゼンも行いました。

法廷内で映像を使いプレゼン

内山茂樹弁護士は、基準地震動が「平均像」で計算されているという本質的な問題を明らかにしました。平均でよいはずはありません。大きな誤差の幅があり、巨大地震による未経験の強い地震動があり得ます。「新規制基準」の基準地震動を定めるやり方は相変わらず「過小評価」になっています。

早期判決を求めました

弁護団は、伊方原発運転差止裁判はすでに2年7カ月を経過しており、論点をほぼ尽くしていること、大飯原発3、4号機の運転差止めを認めた福井地裁判決は提訴から1年半ほどで出されていることを見ても、早く裁判を終結させ判決するよう求めました。

地元で暮らす人々の思いを込めて陳述

この日原告として陳述した長生博行さんは、伊方町に生



まれ育ち、伊方で暮らしています。地元で暮らす立場から、伊方原発への不安な思いを語り、ダメなものはダメと陳述しました。(次ページに全文を掲載)



準備書面と意見書を提出

今回、弁護団は準備書面(18)から(31)までを提出しました。その内容は多岐にわたり、基準地震動が平均像であるとの有力な証拠や、大飯原発3、4号機の運転差止めを認めた福井地裁判決、自然環境に及ぼす影響、使用済み核燃料・放射性廃棄物の問題、原発の耐震設計、放射線の特性、人体への影響、地滑り発生の可能性について、事故時の瀬戸内海への影響等々です。なお、意見書は下段のとおり。

報告集会に100名参加

口頭弁論の後に、会場をR-2番町ビルに移し、記者会見と報告集会を行いました。これには、約100名の原告と支援者が参加しました。

【提出した3つの意見書】 木村俊雄意見書＝元東電の原子炉技術者。福島原発で地震の1分半後に原子炉の重要な冷却の流れが止まったことなどを指摘。／湯浅一郎意見書＝瀬戸内海の海水や生物、汚染等に関する研究者。伊方で原発事故が起こった際汚染の広がりや被害について検討した。／佐藤暁意見書＝元GE原子力事業部勤務、現在、原子力専門コンサルタント。新規制基準は過酷事故に外部機器と人手に頼る最終手段であり、これを世界最高水準などというのは「大言壮語」にほかならないと指摘。

第8回口頭弁論で陳述した伊方町の長生博行さんの陳述内容です。地元伊方町の原告による陳述であること、比較的短文であることから、全文を掲載させていただきます。(編集責任：和田)

意見陳述書

2014年7月8日

松山地方裁判所民事第2部 御中
原告 長生 博行
(西宇和郡伊方町在住)

私は伊方町に住んでいる長生博行と申します。私は、旧三崎町に生まれました。家業は柑橘專業農家でしたが、畜産業も兼業していて、牛、豚、鶏も養っていました。また、母方の祖父も地元で、一本釣りの漁師でした。私は地元の小、中学校、愛媛県立三崎高等学校を卒業してそのまま地元就職し、現在は妻、長男、長女、両親の家族6人で、先祖代々の地で生活しています。

伊方町三崎地区では農・漁業の一次産業が盛んですが、後継者不足、過疎高齢化などの問題があります。しかし、農・漁業には定年はなく、また定年後の第2の人生で農・漁業を生きがいにしている人も多数います。それも、この佐田岬半島の自然の恵が住民の恵になっているからだと思えます。

私が伊方町の住民としては初めて、この原発裁判の原告に参加した理由はやはり、福島の原発事故です。スリーマイル・チェルノブイリと原発事故の記憶があり、また国内では、東海村の臨界事故と伊方原発のブルサーマル発電など不安は続いていました。しかし、その思いを受け止めてくれるものはなく、四電・行政もく安全第一>、<対策はしている>などと言いつけるので、一住民としてはどうしようもない日々でした。

しかし、福島の事故を日本国民として体験してしまい、その原発事故の収束のめども立たず、また原因もわからないで再稼働の申請をすとは納得できません。四電と東電は会社が違うから安全なのでしょうが？福島は東電が運転していたから事故を起こしたのでしょうか？それとも、人智を超えた想定外の事が起きたから事故を起こしたのでしょうか？それなら伊方原発でも想定外なことが起きる可能性は否定できず、安全基準などありえないことになります。せめて福島の原因究明・事故の収束・環境の復元・住民の帰還及び賠償が済んでから運転再開の申請をすべきです。

これまでは私は伊方町の住民でありながら、原発に対しては傍観者でしたが、福島は寝ている者を起こす原発事故です。国も東電も事故を起こしたくて、また起きて仕方がないなどと考えていたわけではありませんし、原発研究者・設計者・施工者・運転者・作業員も事故など起きないと思っていたはずですが、事故は起きました。これが、紛れもない事実であり現実です。

伊方原発でも誰ひとりとして事故など望んでいません。しかし、可能性はあります。ないと言える人は誰一人としていません。言っている人がいるとしたら、まだ終わらない事故現場の福島へ行って<これだけの安全基準を満たしていたら事故など起きない>とってから、伊方原発の申請をしてください。日本は原発事故を起こした国なのですから。

国内で原発がある地域は、どうして住民が少なく都市から離れているのですか？電力大消費地に近ければ送電設備はあんなにいらんないじゃないですか？安全なら都市に近いところに建ててください。ガソリン・軽油・灯油値上がりしても、車もトラックもバスも飛行機も動いています。どうして、電気料金は特別扱いさ

れるのです。原発の燃料も輸入しなければならないのだから同じではないのですか？私達伊方町の住民は生活を営みながらも、絶えず原発事故の不安をかかえていました。原発を稼働していない今は、不安はありません。しかし、一度目が覚めたら疑問が次々湧き上がります。今年の4月に伊方町町長選挙がありましたが、有力三候補は誰も原発問題に触れることができませんでした。しかし、当選者の報道会見では、再稼働について住民の理解が得られたと報道されていました。選挙中は触れもしていない原発問題に対してです。

行政では原発事故を想定した避難計画が、作られつつあります。一年一回、愛媛県と連携した訓練があります。私は生まれ育った場所ですと生活しています。両親・子供達・地域の年配者達と一緒に暮らしています。福島で起きた事故を想定するなら、また南海地震を想定するなら。急斜面を切り取った生活道路は、避難道として遣えるのでしょうか？地すべりも継続しており、国道名取トンネルは1年余の通行止めによる改修工事もおこなわれました。私は地元の建設会社で働きながら町道県道工事に携わっていたので、その体験からみて地震が起きれば落石・倒木・崩落などで避難道としてはつかえないと考えています。

台風、豪雨による生活道路の復旧作業も幾度も経験しましたが、迅速な避難が必要な原発事故には対応できるとは思えません。その上、現在では、地元建設会社も減少し、保有重機も少なくなっております。私が勤めていた建設会社も廃業しています。

また、急斜面に暮らす年配者は、迅速に避難できると思いますか？私は消防団員なのですが、地区のお年寄りの迅速な避難誘導は困難です。生活している場所が急斜面で階段が多いからです。私は祖父母の病院への通院時、家から道路まで階段を背負っていました。

また、瀬戸地区・三崎地区からは、伊方原発の近くをすり抜けないと避難できない住民はどうすればいいのですか？船で九州へ避難すると言いつけていますが、津波や地震のときに港湾設備は無事使えますか？冬場の悪天候で、これまで訓練していますか？

私は漁業もしているのですが、時化している時には漁船での避難は困難です。また、もし避難出来るとしても、その人数も限定されます。フェリーなどの大型船は時化しているときは、着岸が困難です。この事は、私がフェリーの着岸時の綱取の仕事もして経験済みです。南海地震の影響で津波被害も予測されています。その時港湾設備は使えるのでしょうか？漁船は無事ですか？何事も最悪を想定して、また想定外の事態にも対応出来る避難計画を愛媛県、伊方町で出してみてください。できなければ地元自治体として再稼働に反対してください。

原発立地の過疎地の住民は言いたくも言えないしがらみがあることをご理解ください。原発のお金を貰っているからです。それで、生活をしているからです。子供や親族やお世話になった人がいるからです。しかし、福島で目が覚めました。駄目なものはどんな理屈をつけてもだめなのです。

私たちが求めているものは、安全な空気と水と大地と海・佐田岬半島からの恵です。そして、子々孫々受け継ぐことができる佐田岬半島です。一旦伊方原発で重大な事故が起きれば、私たちは故郷を失ってしまいます。そんな危険な原発の運転など、すべきではありません。

意見陳述の最後に、訴えます。美しい佐田岬半島の自然を守るために、また何よりもそこに住んでいる私たち住民の生命と財産を守るために、伊方原発の運転差止めを求める私たちの訴えを認めてくださるようお願いいたします。

八幡浜市内に8000枚のチラシ配布を実施

伊方原発をとめる会は6月7日、伊方原発の危険性を訴えた「フクシマを繰り返さない！伊方原発気になりませんか？」とするチラシ8000枚を八幡浜市内の各戸に配布しました。この行動に県内各地から50名が参加しました。

JR八幡浜駅前に集まった参加者を前に大原英紀共同代表は、「住民の民意を高め、伊方原発の再稼働を阻止しましょう」とあいさつ。和田宰事務局長は、「伊方原発の再稼働阻止に向け、福井地裁判決を力に、住民の反対世論を高めるためにこの全戸配布は重要です」とこの取り組みの意義を訴えました。

このチラシについていた返信用はがきには、「90%の人はない方がよいと思っている」「原発再稼働などもってのほか、



未来に負の遺産を残すことはすべきでない」などの意見が寄せられています。



県庁前行動100回を超える

「伊方原発をとめよう」愛媛県庁前行動は、6月20日で100回目を迎えました。首都圏反原発連合の「原発なくせ官邸前行動」などに連帯し、2012年7月27日に始まり、毎週金曜日に、年末年始を含めて一回も欠かさず続けられています。

ほぼ毎回参加している人、可能な限り参加する人と様々ですが、声をあげ続けています。交代で欠かさず参加している女性の団体もあります。被爆者の御夫婦も参加し続けています。この日は、合唱団の女性3人も参加し、ギターに合わせて「私の子どもたちへ」などを参加者と一緒に歌いました。

第9回口頭弁論にご参加下さい

10月28日(火) 松山地裁

13:00 原告集合(入廷の抽選)

13:30 傍聴希望者集合

14:15ころ 法廷門前まで全員で歩む

14:30 口頭弁論

16時ころ 報告集会(別会場です)

前回の口頭弁論で、早期結審を求めました。なんとしても福井判決に続く勝利判決を得たいと、弁護団は全力をあげています。

原告と支援者の皆さんは、裁判所を人垣で埋め尽くして、再稼働するなの思いを伝えましょう。全ての原告の方が法廷に入る権利がありますが、物理的な制約から今回も原告席のくじ引きを行います。ぜひともご参加ください。

会費並びにカンパをありがとうございます

先の会費請求において、会費を納入いただいている方に、誤って請求した例がありました。深くお詫び申し上げます。皆様の会費とカンパでこの会を運営しています。カンパの中には、長期にわたって定額でお送りいただく方もおられます。この機会に、皆様にあらためて深く御礼申し上げます。(会計担当)

会費はできるだけ郵便振替でお願いします

当会は、伊方原発運転差止訴訟を全力で支援。学習会

や、国会・原子力規制委への要請、議会・首長要請も行っています。約3カ月ごとにニュースを発行。会員と原告に発送しています。

まだ入会されていない原告の方もぜひ会員になってください。(原告になる際の1万円は裁判の証紙代及び弁護団の会費費用、裁判準備等に使われています。弁護団は無償で活動されています。原告あてニュースの経費は伊方原発をとめる会が負担しています。)

年会費個人一口1,000円、団体一口3,000円。加入申込用紙はホームページからダウンロードできます。